

可児市告示第22号

可児市運動公園グラウンドに敷設する人工芝等の供給等事業公募型プロポーザルの参加事業者を募集するため、次のとおり公告します。

令和6年2月9日

可児市長 富田 成輝

1 事業の概要

(1) 事業名

可児市運動公園グラウンドに敷設する人工芝等の供給等事業

(2) 事業内容

本市が令和7年度に施工予定の「(仮称) 可児市運動公園グラウンド整備工事」(以下「本工事」という。)において、人工芝等の供給等を行う。

(3) 事業予定期間

基本協定書の締結日から、本工事における契約期間の満了日まで

(4) 事業担当課

可児市市民文化部文化スポーツ課 (本庁4階)

〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地

Tel 0574-62-1111 (内線 2431、2432) Fax 0574-63-6751

電子メール sports@city.kani.lg.jp

2 応募資格に関する事項

可児市運動公園グラウンドに敷設する人工芝等の供給等事業者公募要領 (以下「公募要領」という。)による。

3 公募要領等の配布方法

公募要領等は、可児市のホームページ (<https://www.city.kani.lg.jp>) → 「市の組織一覧」 → 「市民文化部」 → 「文化スポーツ課」 → 「お知らせ」 → 「可児市運動公園グラウンドに敷設する人工芝等の供給事業の公募型プロポーザルの実施について」 からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合 (ダウンロードできない場合を含む。) は次により配布する。

(1) 配布期間

令和6年2月9日 (金) から令和6年2月20日 (火)

午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く

(2) 配布場所 前記1(4)の事業担当課

4 質問の受付及び回答

公募要領による。

5 応募書類の提出

公募要領による。

6 選定等

(1) 可児市運動公園グラウンドに敷設する人工芝等の供給等事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

(2) 選定方法

可児市運動公園グラウンドに敷設する人工芝等の供給等事業候補者評価要領による。

(3) 選定結果の通知等

事業候補者の特定後、結果をすべての応募者へ書面通知するとともに、協定の締結後、応募者の商号又は名称、評価結果について、可児市ホームページ等で公表する。なお、商号又は名称の公表は、最も相応しい企画提案を行った者、次点者及び第3位者のみ行う。

7 その他

(1) 企画提案に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 応募書類について虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合は、失格となること及びその他の措置を講ずることがある。

(3) 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、可児市情報公開条例第6条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

(4) 手続において使用する言語は、日本語とし、通貨単位は円とする。

(5) 企画提案書に記載した提案については、本市との協議が調った後に実施することとする。

(6) その他、詳細は公募要領による。